

## 2 . 様 式 等

- ( 1 ) 景観計画区域内における行為の届出書 (鳥取県景観形成規則：様式第1号)  
..... 1 ~ 3 頁
- ( 2 ) 添付書類一覧  
..... 4 ~ 6 頁
- ( 3 ) 景観形成基準に対する配慮状況 (平成19年鳥取県告示第369号)  
..... 7 ~ 18 頁
- ( 4 ) 鳥取県形成条例に基づく届出標識 (鳥取県景観形成規則：様式第3号)  
..... 19 頁

様式第1号(第5条関係)

景観計画区域内における行為の(変更)届出書

年 月 日	届 出 者	住 所 (法人その他の 団体にあつて は、主たる事務 所の所在地)				
		氏 名 (法人その他の 団体にあつて は、名称及び代 表者の氏名)	印			
		電 話	( )			
景観法第16条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。						
地域の名称	景観形成重点区域( )・その他の景観計画区域					
行為の場所						
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日		
行 為 の 種 類	建築物 の建築 等	内容及び用途	内容(新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・ 色彩変更)) 用途( )			
		区 分	届出部分	既存部分	合 計	
		敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		外観変更面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
		最高の高さ	m	m		
		仕上げ 材料	屋根			
			外壁			
		色 彩	屋根			
	外壁					
	構 造					
	工作物 の建設 等	内容及び用途	内容(新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・ 色彩変更)) 用途( )			
種 類		高さ及び築造面積	構 造	色 彩		
		高さ m 面積 m <sup>2</sup>				
		高さ m 面積 m <sup>2</sup>				

		高さ 面積	m m <sup>2</sup>		
開発行為及び 土地の開墾、土 石の採取、鉱物 の掘採その他 の土地の形質 の変更	目 的			種 類	
	面 積	のり面又は擁壁の高さ及び長さ			
	m <sup>2</sup>	高さ 長さ	m m		
木竹の 伐採	目 的	伐採種別	樹 種	平均樹齢	
	平均樹高	伐採本数	伐採面積		
	m	本	m <sup>2</sup>		
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その 他の物件の堆 積	物 件 の 種 類	高 さ 及 び 面 積			
		高さ 面積	m m <sup>2</sup>		
特 定 照 明	照射対象の種類	照射対象の高さ			
		m			
その他の参 考事項					
届出内容の 照会先	住 所				電 話 (      )
	氏名(法人にあっては、名称 及び担当者の氏名)				-
委 任	<p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る一切の権限</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(委任者)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">(受任者)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>				
審査機関 処理欄	県受理年月日	着手制限期間の短 縮通知年月日	勸告等年月日		
			勸告		
			公表		
			変更等の命令		

[ 記入上の注意 ]

- 1 景観法第16条第2項に規定する届出の場合、本届出書の題名の にレを記入してください。
- 2 「届出者」欄の氏名(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 3 「地域の名称」欄の括弧書きには、鳥取県景観計画に定められた地域の名称を記入してください。
- 4 建築物又は工作物の移転の場合、「行為の場所」欄には移転後の場所を記入し、その後に移転前の場所を括弧書きで記入してください。
- 5 「内容及び用途」欄の「内容」は、該当する事項を で囲んでください。
- 6 「建築物の建築等」欄の「既存部分」は、建築物の増築又は改築の場合に記入してください。
- 7 「建築物の建築等」欄の「仕上げ材料」には、表面仕上げの材料名を詳しく記入してください。
- 8 「建築物の建築等」欄の「構造」には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 9 工作物の増築、改築又は外観の変更の場合は、「工作物の建築等」欄に、これらの行為に係る部分の面積等を記入し、その後に既存部分の面積等を括弧書きで記入してください。
- 10 「工作物の建設等」欄の「高さ」には、地盤面から当該工作物の上端までの高さ(避雷針を除く。)を記入してください。
- 11 「建築物の建築等」欄及び「工作物の建設等」欄の「色彩」には、日本工業規格のZ8721(色の表示方法 - 三属性による表示)に規定する色相、明度又は彩度を記入してください。
- 12 「木竹の伐採」欄の「伐採種別」には、皆伐又は択伐の別を記入してください。
- 13 「開発行為及び土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」欄の「種類」には、土石の採取又は鉱物の掘採である場合に、採取又は掘採する主たる岩石、鉱物等の種類を記入してください。
- 14 「特定照明」欄の「照射対象の種類」には、照射対象となる建築物又は工作物の種類を具体的に記入してください。
- 15 「届出内容の照会先」欄は、設計者、施行者等届出者以外の者への照会を希望する場合に記入してください。届出 に係る照会以外に、鳥取県景観形成条例第18条に規定する着手制限期間の短縮通知の受領等、本届出に係る事務について代理人を指定する場合には、「委任」欄に記入してください。
- 16 この届出に係る行為が他の法令により行政庁の許認可等を要する場合は、「その他の参考事項」欄にその旨を記入してください。
- 17 変更の届出の場合は、変更に係る事項の欄には変更後のものを記入し、その後に変更前のものを括弧内に朱書きで記入してください。
- 18 印の欄は、記入しないでください。

添付書類一覧

行為の種類	図書		
	種類	規格	図書に記載する内容
建築物の建築等	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
工作物の建設等	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	配置図	縮尺100分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 届出に係る建築物又は工作物と既存の建築物又は工作物の位置関係 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 樹木等を植栽するときにあつては、当該樹木等の位置、種類、高さ及び本数 6 外構施設の位置、材料及び面積 7 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 各面の方位及び寸法 2 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状 3 壁面及び屋根の仕上げ材料及び色彩（色見本等により具体的に示したもの。）
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
開発行為	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	現況図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 隣接する道路の位置及び幅員 5 断面図に係る断面の位置及び方向 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模 4 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模

	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後における行為の場所の縦断面及び横断面
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
木竹の伐採	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺50,000分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置
	伐採計画図	縮尺5,000分の1以上	1 方位 2 行為の区域 3 周辺の土地利用の現況及び地形 4 伐採する木竹の種類、高さ、本数及び面積 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	土地利用計画図	縮尺1,000分の1以上	1 方位 2 行為後に設置する施設等の位置、種類及び規模 3 行為後における植栽等の位置、種類及び規模
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 5 周辺の土地利用の現況及び地形
	配置図	縮尺200分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 集積又は貯蔵の位置、高さ及び面積 4 遮へい物の位置、種類、構造及び規模 5 隣接する道路の位置及び幅員 6 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況

特 定 照 明	景観形成基準に対する配慮状況等	別に告示で定める様式	鳥取県景観計画に定める景観形成基準に対する配慮の状況及び配慮した内容を示すもの
	周辺見取図	縮尺2,500分の1以上	1 方位 2 道路 3 目標となる地物 4 行為の位置 5 周辺の土地利用の現況及び地形
	配置図	縮尺200分の1以上	1 方位 2 敷地の形状及び寸法 3 現況写真の撮影位置及び撮影方向
	立面図	縮尺50分の1以上	1 照射面の方位及び寸法 2 照射位置及び角度 3 照明の種類
	現況写真等	右欄の1は、カラー写真。 同欄の2は、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィック等	1 行為の場所及びその周辺の状況 2 行為後の状況

備考 行為の規模が大きいため図書の規格の欄に定める縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該規模に応じて、総合事務所長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）

行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）

行為地：																	
景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)															
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>															
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>															
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の堀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>															
外 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とすること。</li> </ul> <p>壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</p>																
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> </ul> <p>外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 - 三属性による表示）による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <p>商業地域等とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p>	有彩色の色相	彩 度		商業地域等	その他	0.1R～10R	6以下	4以下	0.1YR～5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下		
有彩色の色相	彩 度																
	商業地域等	その他															
0.1R～10R	6以下	4以下															
0.1YR～5Y	6以下	6以下															
上記以外の色相	6以下	2以下															



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	
素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>	
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。</li> <li>・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>	

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）

行為の種類：景観法第16条第1項第1号（建築物の建築等）及び同項第2号（工作物の建設等）

行為地：			
景 観 形 成 基 準		チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)	
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあっては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等（道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等を除く。）の敷地が幹線道路に接する場合は、その路肩から5メートル（沿道景観形成区域にあっては20メートル）以上後退した位置とすること。</li> <li>幹線道路とは県道、広域農道及び岸本町道岸本大原線をいう。以下この表において同じ。</li> <li>・沿道景観形成区域外の建築物等（住宅等（専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。）を除く。）は隣地との境界線から5メートル以上離れた位置とし、当該区域内の建築物等及び当該区域外の住宅等は、隣地との境界線からできる限り離れた位置とすること。</li> </ul>		
規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱及び送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）以外の建築物等の高さは20メートル（山上景観保全区域にあっては13メートルとし、周辺樹木の高さがそれら以下の場合は当該樹木の高さとする。）を超えないこと。</li> <li>・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。</li> <li>・大山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> </ul>		
外 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は背景となる大山及び周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> <li>・大規模な平滑面が生じないように、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>		

色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラーは次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 - 三属性による表示）による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩 度								
0.1R～10R	2以下								
0.1YR～5Y	4以下								
上記以外の色相	2以下								
素 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・その地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。</li> </ul>								
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幹線道路と接する部分には、植栽を設置すること。</li> <li>・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>								

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類：景観法第16条第1項第1号(建築物の建築等)及び同項第2号(工作物の建設等)

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>	
	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等(住宅等(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及び当該建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むために必要な建築物をいう。以下同じ。))及び沿道広告等(道路に隣接して設ける以外にその設置目的を達成することができないと認められる広告板、塀等をいう。)を除く。)の敷地が幹線道路に接する場合には、その路肩から5メートル(北条砂丘景観形成区域にあっては、国道9号の南側に接する場合に限り20メートル)以上後退した位置とし、敷地上的の制約からそれが困難な場合には、できる限り後退させ、植栽を設置すること。 幹線道路とは国道9号及び国道431号をいう。</li> <li>・北条砂丘景観形成区域(国道9号の北側に限る。)及び弓ヶ浜景観形成区域内の建築物等(住宅等を除く。)は、隣地との境界線から5メートル以上離れた位置とし、それらの区域外の建築物等及びそれらの区域内の住宅等は隣地との境界からできる限り離れた位置とすること。</li> </ul>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の松林から著しく突出した印象を与えない規模とすること。</li> <li>・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。</li> </ul>	
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。壁面設備、屋上設備等とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線等の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。</li> <li>・周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあっては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。</li> <li>・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。</li> </ul>	
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外観のベースカラーは次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="311 259 727 499"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 - 三属性による表示）による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電又は送信のための鉄塔については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</li> </ul>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	2以下									
0.1YR～5Y	4以下									
上記以外の色相	2以下									
<p>素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。</li> <li>・地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。</li> <li>・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。</li> </ul>									
<p>緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3パーセント以上を緑化すること。</li> <li>・緑化に当たっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。</li> </ul>									

記入例： 該当しない場合 / 該当している場合

景観形成基準に対する配慮状況（景観形成重点区域以外）

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）

第13条各号の追加行為

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共 通 事 項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>	
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	
	緑 化 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>	
法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）に関する基準			
	変 更 後 の 形 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     のり面は緑化可能な勾配とすること。                      擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> </ul>	
条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準			
	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</li> <li>・長大なり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     のり面は緑化可能な勾配とすること。                      擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。                 </div>	
	遮 へ い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。</li> </ul>	
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。</li> </ul>	
条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準			
	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地の境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。</li> </ul>	

緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。										
(条例第13条第3号(屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <sup>たい</sup> )に関する基準											
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。										
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から堆積<sup>たい</sup>されている物件が見えないよう遮へいすること。</li> <li>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</li> <li>・塀、さく等(高さ3メートル以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721(色の表示方法-三属性による色の表示方法)による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁(着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。)のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下		
有彩色の色相	彩度										
0.1R~10R	4以下										
0.1YR~5Y	6以下										
上記以外の色相	2以下										
条例第13条第4号(特定照明)に関する基準											
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の対象物を照射するものであること。</li> <li>・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にかバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</li> </ul>										

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

景観形成基準に対する配慮状況（大山景観形成重点区域）

行為の種類：景観法（以下「法」という。）第16条第1項第3号（開発行為）及び鳥取県景観形成条例（以下「条例」という。）

第13条各号の追加行為

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・山上景観保全区域及び山麓景観形成区域にあつては、既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・その他の区域でも尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>	
法第16条第1項第3号（開発行為）及び条例第13条第1号（土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）に関する基準			
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急斜面は避けること。</li> </ul>	
	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     のり面は緑化可能な勾配とすること。                      擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> <li>・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。</li> </ul>	
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。</li> </ul>	
条例第13条第1号（土石の採取及び鉱物の掘採）に関する基準			
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</li> <li>・長大な のり面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     のり面は緑化可能な勾配とすること。                      擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。                 </div>	
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう周囲に植栽を設置すること。</li> </ul>	



緑化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。										
条例第13条第2号（木竹の伐採）に関する基準											
方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。										
緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。										
条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 <sup>たい</sup> ）に関する基準											
位置	・沿道景観形成区域にあっては、道路等に敷地が接する場合には、その境界線から20メートル以上後退すること。										
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。										
遮へい	<p>・展望地等から堆積<sup>たい</sup>されている物件が見えないよう遮へいすること。</p> <p>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</p> <p>・堀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。</p> <table border="1" data-bbox="304 936 719 1176"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 - 三属性による表示）による。</p> <p>ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下		
有彩色の色相	彩度										
0.1R～10R	2以下										
0.1YR～5Y	4以下										
上記以外の色相	2以下										
条例第13条第4号（特定照明）に関する基準											
方法	・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。										

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

景観形成基準に対する配慮状況(沿道海浜景観形成重点区域)

行為の種類：景観法(以下「法」という。)第16条第1項第3号(開発行為)及び鳥取県景観形成条例(以下「条例」という。)

第13条各号の追加行為

行為地：		景 観 形 成 基 準	チ ェ ッ ク 欄 (配慮した内容を記入)
共通事項	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設(以下「展望地等」という。)並びに周辺からの眺望を妨げない位置とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。</li> <li>・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。</li> <li>・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)がある場合には、その現状をできる限り変えずに済む位置とすること。</li> </ul>	
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。</li> </ul>	
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化は、できる限り多くの土地について、速やかに行うこと。</li> <li>・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとする。</li> <li>・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。</li> </ul>	
法第16条第1項第3号(開発行為)及び条例第13条第1号(土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。))に関する基準			
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急斜面は避けること。</li> </ul>		
変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長大なのり面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面は緑化可能な勾配とすること。</li> <li>・擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。</li> <li>・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。</li> </ul>		
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面及び擁壁もできる限り緑化すること。</li> </ul>		
条例第13条第1号(土石の採取及び鉱物の掘採)に関する基準			
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。</li> </ul>		
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。</li> </ul>		
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。</li> </ul>		
条例第13条第2号(木竹の伐採)に関する基準			

方法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。									
緑化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。									
条例第13条第3号（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の <sup>たい</sup> 堆積）に関する基準										
方法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。									
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展望地等から<sup>たい</sup>堆積されている物件が見えないよう遮へいすること。</li> <li>・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。</li> <li>・塀、さく等（高さ3メートル以下のもの）により、遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="322 689 738 929"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法 - 三属性による表示）による。  ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分を除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	有彩色の色相	彩度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下	
有彩色の色相	彩度									
0.1R～10R	2以下									
0.1YR～5Y	4以下									
上記以外の色相	2以下									
条例第13条第4号（特定照明）に関する基準										
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の対象物を照射するものであること。</li> <li>・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。</li> </ul>									

記入例： 該当しない場合 / 配慮している場合

様式第3号（第12条関係）

鳥取県景観形成条例に基づく届出標識			
行為を実施する区域			
行為の内容	行為の種類		
	面積		
	高さ		
	長さ		
行為の着手予定日	年 月 日	行為の完了予定日	年 月 日
行為の届出（通知）日	年 月 日		
通知年 月 日	年 月 日（通知番号：第 号）		